

平成27年12月1日

意見書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

現在、法制審議会商法（運送・海商関係）部会において審議されている「船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力」の丙案について、以下のとおり考える。

<試案>

船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者に対しても効力を生ずる旨の規律（商法第704条第2項）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】民法上の先取特権は、船舶所有者に対しては効力を生じないものとする。

【丙案】商法第704条第2項の規律は、先取特権の発生後1年を経過したときは、適用しないものとする。

1. 意見

【丙案】を支持出来ない。【乙案】を支持する。

2. 理由

- (1) 商法第704条第2項の規律は航海という特殊な状況に照らして、必要な物資、労務等の供給を確保する観点から、船舶所有者の船舶について例外的に先取特権を成立させる必要性があるという価値判断に基づくもので、船舶所有者が負担すべき債権は船舶先取特権に限定する必要がある、民法上の先取特権が船舶所有者の船舶に対しても効力が生じると考えるべきではない。（同意見：公益財団法人日本海法会、日本弁護士連合会等）
- (2) 商法第704条第2項の母法であるドイツ法においても法律改正により、かかる規定は既に存在しない以上、国際的な趨勢に照らしても究極的には商法第704条第2項は削除されるべき規定であるといえる。
- (3) 丙案の期間制限規定は、合理的な根拠がないものである。
- (4) 日本の民法に「債務者以外の所有物に先取特権が生じる」という考え方はなく、船舶のみにこれを認める合理性を見出すことは出来ない。
- (5) 本来追及効も弱い民法の先取特権が、船舶の場合には差し押さえによる運航阻止を介して極めて強い障害となっているのは問題である。
- (6) 船舶のみを対象とする偏重した債権者保護を設けた場合、実務面で修繕売掛債権の累積を誘発する虞があり、ひいては当機構の船舶共有建造促進業務に多大な支障を生じさせ、海運業界の健全な発展が阻害されるおそれがある。
- (7) 最決平成14年2月5日判時1787号157頁は、対象とする先取特権を限定していない商法第704条第2項の解釈としてなされたものなので、商法改正に当たっては上記決定が正当であることを前提として検討すべきではなく、決定の是非を改めて検討して改正の可否を考えるべきである。